別紙

諮問第593号

答 申

### 1 審査会の結論

「○○に係る緊急請願について、厳正な措置(○○教諭の処分、髪の色を直すまで力づくでも教室に入れず教育を受ける権利を侵害したことに対する、校長、生活指導主任、担任の処分)を講じた文書」を開示請求の対象となる保有個人情報に該当しないことを理由として開示請求を却下した決定は、妥当である。

### 2 審査請求の内容

### (1)審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例 113 号。以下「条例」という。)に基づき、審査請求人が行った「〇〇事件に係る緊急 請願について、厳正な措置(〇〇教諭の処分、髪の色を直すまで力づくでも教室に入れず教育を受ける権利を侵害したことに対する、校長、生活指導主任、担任の処分)を講じた文書」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し、東京都教育委員会(以下「教育委員会」という。)が平成 29 年4月 17 日付けで行った却下決定について、その取消しを求めるというものである。

## (2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 請求者以外の特定人物への行政処分に関する文書だと教育委員会は主張するが、 その当時の親権者が緊急請願で厳正な措置を求めたことに関して当事者である都 民にどのような措置を講じたのか又は講じていないのか都政の透明化を図り都民 に説明責任を果たすべきである。○○市教育委員会、教育委員会から 20 年経過し ても明確な説明はない。どのような措置を講じたのか都民(当事者、親権者)の当 たり前の知る権利である。 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書による実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

- ア 本件開示請求は、審査請求人が平成〇年〇月〇日に教育委員会委員長宛て提出した請願書により請願した内容である、特定の教職員に懲戒処分その他の「厳正な措置」を講じた事実を示す文書の開示を求めるものである。
- イ したがって本件開示請求により開示を求められた情報は、審査請求人本人に関する情報ではなく、東京都個人情報の保護に関する条例 12 条に定める「自己を本人とする保有個人情報」に当たらないことから、処分庁では、東京都個人情報の保護に関する条例 13 条 3 項に規定する補正として、本件開示請求を取下げの上、公文書開示請求の手続とするよう審査請求人に案内したが、審査請求人から取り下げない旨の意思表示があった。
- ウ 以上のことから、東京都教育委員会保有個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱 要綱第3.2(2)ウに基づき、本件開示請求について却下する本件処分を行った。

## 4 審査会の判断

## (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
平成29年 8月30日	諮問
平成29年11月22日	新規概要説明(第182回第一部会)
平成29年12月 7日	実施機関から理由説明書収受

平成29年12月20日	審議(第183回第一部会)
平成30年 1月30日	審議(第184回第一部会)
平成30年 2月28日	審議(第185回第一部会)

# (2) 審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように 判断する。

## ア 本件請求個人情報について

本件審査請求に係る請求個人情報は、「〇〇に係る緊急請願について、厳正な措置(〇〇教諭の処分、髪の色を直すまで力づくでも教室に入れず教育を受ける権利を侵害したことに対する、校長、生活指導主任、担任の処分)を講じた文書」に記載された個人情報(以下「本件請求個人情報」という。)であると解される。

実施機関は、本件請求個人情報を開示請求の対象となる保有個人情報に該当しないことを理由として開示請求を却下する決定を行った。

#### イ 条例の定めについて

条例 12 条は、「何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人と する保有個人情報の開示の請求をすることができる」と規定している。

## ウ 本件開示請求に対する却下決定の妥当性について

本件開示請求は、開示請求書の記載内容から、審査請求人が平成〇年〇月〇日付けで教育委員会委員長宛てに提出した請願の趣旨である、特定の教職員に対する懲戒処分その他の措置を講じた事実を示す情報の開示を求めるものであると解されるところ、当該情報は、審査請求人本人の個人情報ではないことが認められる。

したがって、実施機関が本件開示請求を条例 12 条に定める自己を本人とする保 有個人情報の開示請求には該当しないとして却下した決定は、妥当である。 よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも